

## 第九十二回 帝國議會

## 教育基本法案委員會議錄(速記)第四回

(七六)

付託議案、審査終了のものを除く  
學校教育法案(政府提出)(第三五號)  
昭和二十二年三月十八日(火曜日)午  
前十一時五十分開議

出席委員

委員長 植熊 三郎君  
理事 小川原政信君 理事 及川  
佐藤 義詮君 庄司 一郎君 規君

森山 ヨネ君 永井勝次郎君  
山下 ツキ君 伊藤 恭一君  
松原 一彦君 平川 寛雄君

三月十八日委員細川八十八君及び關根  
久藏君辭任につき、その補闕として池  
村平太郎君及び武藤嘉一君を議長にお  
いて選定した。

三月十七日學校教育法案(政府提出)

の審査を本委員に付託された。

出席國務大臣

文部大臣 高橋誠一郎君

出席政府委員

文部政務次官 青木 孝義君  
文部事務官 日高第四郎君  
文部事務官 鈴木 享弘君

本日の會議に付した議案

學校教育法案(政府提出)

○植熊委員長 これより開會いたします  
この際委員諸君に本案の審議の日割  
並びにその方針について協議いたした  
いと思います。速記の中止を願いま  
す。

して、その審議を進めます。  
この際委員諸君に本案の審議の日割  
並びにその方針について協議いたした  
いと思います。速記の中止を願いま  
す。

〔速記中止〕  
○植熊委員長 文部大臣の都合により  
まして、午後大臣の提案理由の説明を  
聽取ります。午後一時まで休憩いたし  
ます。

午前十一時五十九分休憩

午後一時十七分開議

○植熊委員長 それでは休憩前に引續  
き會議を開きます。これより政府の提  
案理由の説明を聽取らります。文部  
大臣高橋誠一郎君。

○高橋國務大臣 提案理由の説明には  
いります前に、一言お詫びをいたすこ  
とをお許し願いたいと思います。午前  
十一時からこの委員會が開かれること  
になつておりましたので、それまでに  
は、ぜひこちらに伺いたいと考えてお  
まつたのでござりますが、貴族院におき  
まして文部大臣に對する質問があること  
いう通告を受けましたので、その方に  
十二時過ぎまでおらなければならなか  
つたために、遂に午前中、出席すること  
とを得ませなかつたことを、深く遺憾  
といたします。

それでは本案の提出理由につきまし  
て、大要を申し上げます。なおこれは  
昨日本會議で述べましたので、少しく  
法案の内容に重きをおいて御説明申し  
上げたいと思うのであります。

この法案は昨日本會議におきまし  
て可決を得ました教育基本法の趣旨に  
則りまして、これを具體的に學校教育  
の制度内容に具現して、從來の各學校  
教育法案が、本委員會にその審議を附  
託されました。これより本案を議題と  
して、その審議を進めます。

この際委員諸君に本案の審議の日割  
並びにその方針について協議いたした  
いと思います。速記の中止を願いま  
す。

て可決を得ました教育基本法の趣旨に  
則りまして、これを具體的に學校教育  
の制度内容に具現して、從來の各學校  
教育法案が、本委員會にその審議を附  
託されました。これより本案を議題と  
して、その審議を進めます。

この際委員諸君に本案の審議の日割  
並びにその方針について協議いたした  
いと思います。速記の中止を願いま  
す。

ます。本案が從來の制度と根本的に異  
なります點を述べますると、第一には  
學校系統を單一化いたしまして、六・  
三・三四の新學制と、九年の義務教育  
を確立いたしたことあります。第二  
には教育内容におきまして、軍國主義  
及び極端な國家主義を拂拭いたしまし  
て、心身發達の段階に應じまして、眞  
理の探求と人格の完成を目指しました  
こと、第三には文部大臣の行政的權限  
を極力縮小いたしまして、地方分權の  
方向を確立いたしましたこと、第四に  
は教育の機會均等を保障いたしました  
こと、第五には私立學校の自由の發展を期しますため  
に、行政上の裁量による監督を避けま  
して、法制的間接監督に改めましたこと  
等であります。これらの點は昨日申  
し述べたところでありますので、ここ  
では詳細に入ることを避けることにい  
たします。

次に本法の構成を簡単に御説明申し  
上げますと、各學校に通ずる總則を第  
一章といたしまして、第二章は小學校  
第三章は中學校、第四章高等學校、第  
五章大學、第六章盲者聾者其の他の不  
具者に對する特殊教育、第七章幼稚園  
第一章總則におきましては、各種學  
校を除き、各學校に共通する規定を掲  
げたのであります。そのおもなるもの  
は、學校の種類に應じて學校設置の基  
準を設定すること、學校の設置にあた  
つては設置基準に従つて認可を要する  
こと、學校の經營については、設置者負  
擔の原則を明らかにし、官公立學校で  
義務教育を行う場合を除いては、授業  
料を徵收することが出来ること、校長  
及び教員の資格要件及び缺格要件、學  
生生徒等の懲戒及び身體検査、學校閉  
鎖及び設備、授業其の他に關する變更  
の處分に關すること、就學義務該當者  
を使用する雇傭主の義務等であります  
す。

第二章小學校においては、國民として  
必要な初等的一般的な基礎教育を授  
けることを目的とし、その修業年限を  
六年としたのであります。これは心理  
的、生理學的等の教育的見地から、  
兒童に適した教育を施すことを考慮致  
したからであります。なお有益適切な  
補助教材の使用が自由になつたこと以  
外は、從來の小學校に關する規定と大  
差がありませんが、ただ教員の名稱を、  
大學を除いて、校長、教諭、助教諭で  
統一致しました。

第三章中學校においては、小學校に  
おける教育の基礎の上に、中等の普通  
教育を施しますが、公民的な教育を發  
展させ、國家社會の形成者としての資  
質を養うこと、職業的教育が加味さ  
れております。その修業年限は三年で  
あります。その間に、大學院を設けること  
が可能にいたしました。大學には直接  
文部大臣が所轄いたしますが、その設  
置の認可にあたつては、別に定める大  
學設置委員會に諮詢して、その適正を  
確認することにいたしました。大學には  
文部大臣が所轄いたしますが、その設  
置の認可にあたつては、別に定める大  
學設置委員會に諮詢して、その適正を  
確認することにいたしました。大學には  
學術の深奥を究め、學術文化の進展に  
寄與するため、大學院を設けることが  
出來ることにいたしました。なお學位  
授與に關しましては、大學院を置く大  
學のみが授與することができるところに  
いたしました。その他に關しましては  
從來と大差ありませんが、大學の長は  
通稱は差支えありませんが、職名とし  
ては學長で統一いたしました。

第六章特殊教育につきましては、盲



これらの学校を通じて、文部省に對しまして一定の行動を要求してましられましたならば、文部省としては考えなければならぬと考えておるのであります。むろんその以前におきましても、文部省としては考えてはおるのであります。するけれども、まず文部省の態度をきめます以前において、大學當局の意見を見たなければならぬと、かように考えておるのであります。機會がありましたが、大學總長會議といつたようなものにも、この問題をかけてみたいと思います。また種々なる機会を利用してみたいと考えておのであります。先ほども申し上げましたように、われ／＼といだましては、大學の獨立を尊重いたしますがために、特にこちらから干渉がましいことはいたたくない、こういふに考えておるのであります。今日も時間がござりまするならば、これから大學、高専の委員諸君と會見をいたして、解決の途を見出していくたいと考えておるのであります。が、先ほども申し上げましたように文部省の態度は變りないつもりであります。

○庄司委員 大學の獨立、自治というよな意味における大臣の御答辯は了解いたしましたが、大學がもし助手、副手等に對する待遇改善を大學の學長に承してよろしくございますか。○高橋國務大臣 副手は御承知のこととく定員外になつておりますので、この點に關しましては、官制をつくります

する必要がありますから、大學側からこめます以前において、大學當局の意見を見たなければならぬことと、考えておるのであります。機會がありますればならぬと考えておるのであります。するけれども、まず文部省の態度をきめます以前において、大學當局の意見を見たければならぬと、かように考えておるのであります。機會がありましたが、大學總長會議といつたようなものにも、この問題をかけてみたいと思います。また種々なる機会を利用してみたいと考えておのであります。先ほども申し上げましたように、われ／＼といだましては、大學の獨立を尊重いたしますがために、特にこちらから干渉がましいことはいたたくない、こういふに考えておるのであります。今日も時間がござりまするならば、これから大學、高専の委員諸君と會見をいたして、解決の途を見出していくたいと考えておるのであります。が、先ほども申し上げましたように文部省の態度は變りないつもりであります。

○庄司委員 どうもあまりしつくりしませんけれども、ともかくにも大學の構成分子であり、將來教授とも、助教授とも、あるいは一般的には國家の學者、科學者といふような諸君に巢立つて、いく卵の學究の徒でありますから、助手であろうと副手であろうとやはり相當の待遇を與え得られるような措置を、大臣におかれましては御考究をお願いしたいと思います。

この問題はこれで切りまして、その後にまた一つの具體的な實例を、お伺いしたいと思いますが、戰爭中に施しておる學校——ミッショニ・スクール等は、朝の禮拜といふようなものが時の中府縣の特高課長などという、警部くらいの程度の人間に壓迫されまして、一切禮拜、祈禱というよな宗教的儀禮及び教育ということが、停止されおつたのであります。その後も

つばら宗教的方面的學校は、私立の學校ではありまするが、從來通り、戰爭前同様に、禮拜なり、あるいは祈禱なり、あるいは讚美歌を歌うなり、生徒の同意がある場合においては、學校方面において、そういう行事を行なうことには文部省は釋然として御容認になるのかも知れません。しかし、この「點をお伺いします」。

○庄司委員 わかりました。今度はことういう具體的なことについてお伺いしたいのです。大學あるは専門學校、いわゆる高等學校程度以上の學校等において、經濟學說として、あるいは政治學の學說として、共產主義を解説しようと、社會主義を説こうが、もとより學究の目的の上においてこれは妥當であるかもしれません。しかるに最近

の教育基本法に掲げておりますように國及び地方公共團體が設置いたします學校は、特定の宗教のための宗教教育

○庄司委員 公立學校の指導監督といふようなお役目でございますが、都道府縣の視學官或は縣視學といふような役目のお役人は、將來とも存置される御意向ございましょうか。またこれに關連して、地方事務所という、大體各一郡單位あるは二郡單位ぐらいにある小さな縣廳の出店の中に、やはり縣視學といふものがおります。その縣視學は、地方事務所の庶務課長とか何課長という者よりも、席次は下の方にあります。獨立したる教育課長とか學務課長という者があまりませんで、庶務課長といふような雜務を執掌しておる者の下に、縣視學といふ者がおります。これは教育行政の面から言いまして、獨立したる教育課長とか學務課長といふ人の間に壓迫されまして、一切禮拜、祈禱といふような宗教的儀禮及び教育ということが、停止されおつたのであります。その後も

つばら宗教的方面的學校は、私立の學校ではありまするが、從來通り、戰爭前同様に、禮拜なり、あるいは祈禱なり、あるいは讚美歌を歌うなり、生徒の同意がある場合においては、學校方面において、そういう行事を行なうことには文部省は釋然として御容認になるのかも知れません。しかし、この「點をお伺いします」。

○庄司委員 いま一點だけ伺つておきたいのです。從來地方の小學校等の、通俗的に教授細目の中にないにかかわらず、いろいろものであるというようなことを教員が解説をいたしまして、これがわざらに、共產主義といふものは何かつた生徒は手をあげる、反対な生徒は手をあげるという。たま／＼ある地

その他の宗教的活動をしてはならぬといふことを行ないますことは、もちろん自由であります。ただいまお話のように、禮拜そのほかの儀式、あるいは説教といふようなことを行ないますことは、もちろん自由であります。決してこれをかれこれ干涉いたすというようなことは、いたさない方針でございます。

○庄司委員 公立學校の指導監督といふようなお役目でございますが、都道府縣の視學官或は縣視學といふような役目のお役人は、將來とも存置される御意向ございましょうか。またこれに關連して、地方事務所という、大體各一郡單位あるは二郡單位ぐらいにあります。独立したる教育課長とか學務課長といふ人の間に壓迫されまして、一切禮拜、祈禱といふような宗教的儀禮及び教育ということが、停止されおつたのであります。その後も

つばら宗教的方面的學校は、私立の學校ではありまするが、從來通り、戰爭前同様に、禮拜なり、あるいは祈禱なり、あるいは讚美歌を歌うなり、生徒の同意がある場合においては、學校方面において、そういう行事を行なうことには文部省は釋然として御容認になるのかも知れません。しかし、この「點をお伺いします」。

た地方町村等の學務委員制度といふものは、これからどうなつていくのであるか。以前は、小學校令でございましたが、これから現在ござりますところの地方町村の學務委員といふものは公務員として存置してまつたものでありますたが、學務委員といふものは公務員とを、どんなふうに政府委員はお考えになつておりますか。これは大臣でなくとも結構であります。

○日高政府委員 學務委員のことにつきましては、近い将来において、なるべくは、教育委員會のようないものを設けまして、從來學務委員によつてやつておつたような仕事はその方に任せたい所存であります。

○庄司委員 學務委員のことにつきましては、近い将来において、なるべくは、教育委員會のようないものを設けまして、從來學務委員によつてやつておつたような仕事はその方に任せたい所存であります。

○日高政府委員 教育委員會といふもののみこめかねましたが、もつと具體的にお示しを願いたいと思います。

○庄司委員 その方と、どういふ御表現でござりますが、ちよつと本員には簡単な外傷等を即座に治療したり、あるいはトラボーグの撲滅等のために養護訓導の働きは、相當な實績を示していることは結構であります。ただ、これからこの養護訓導を養成する施設について何らか具體案があられますか、

○日高政府委員 地方等においては、適當なる養護訓導の実績を認め得ない状態にただいまはあるようであります。單なる看護婦ではござりますけれども、相當教養の養護教諭を認め得ない状態にただいまはござりますけれども、相當教養の養護訓導は、なか／＼認め得ないだまゝの状態であるが、何らか御対策をおもちでございましようか。

○平川委員 二、三簡単な、大まかな問題だけお尋ねをいたしておきたいと思います。第一番は、この六・三・三、四制といふものができるわけなのであります。但し豫算その他の關係がゆとりがありますが、私の方で、現在のところでは二十亜五級以上の學校については、必ず一人は置かなければならぬようになりますけれども、その他の

○日高政府委員 お話の小學校における事務職員は、文部省といたしましては必要であることを十分認めております。但し豫算その他の關係がゆとりがありますが、私の方で、現在のところでは二十亜五級以上の學校については、必ず一人は置かなければならぬようになりますけれども、その他の



て同じ中學校であつても、工業都市のそばにあるものには、工業的な色彩をもつた中學校なり、農業の盛んな所では、農業的な色彩をもつた中學校も可能である。そういうふうにして幾分平均的な所では同じような科目を教えるながら、選擇科目のところで特色を活かすことができる。地方の實情に即することのできるようふうにして幾分平らな所では同じような科目を教えることができます。それからもう一つ、實業學校の上級のものは、内容を検討した上でその地方の實情に應じ内容を検討しようとします。下の三年は中學校にはありますけれども、上の二年は高等學校にはありますけれども、最近校会をつくりまして、そこでミニマムの條件をきめて、それを地方の實情等に應じて今の中學校及び實業學校、高等女學校等の中で、適當なものを持へるに轉換し得るような方法を考えております。

それから師範學校にあきましては、相當深刻な批評がありまして、從來の

師範學校の缺陷を完膚なきまでに批評されていますのでありますけれども、これは確かに文部省といたしましても、教員を補給する自信があるかと言いましたと、それは教員養成機關といふもの全部つぶしてしまえば、そういうことは期待できません。いい教員なしに學校の興隆ということは考えることが

できませんので、その邊は刷新委員會の答申もしくは建議といふものを、うのみにするわけにはいきませんので、

大體は現在の師範學校の内容を刷新委員會の趣意に基きまして、根本的な改革をする必要は認めますけれども、どういう名前にするかは、まだはつきりいたしませんが、大體大學程度の學校に轉換させていくのが、至當ではないかと考えております。そうしてたゞえば大學の四年といふものを前期と後期

といふようにわけまして、前期を終った者が小學校の先生に一應出て、時を経てからさらには後期を修めることができます。但し、それならどうかということがあります。これは十分な検討を要するのであって

きるような途が考えられないか。おそらく刷新委員會も袋小路に追いかけています。なぜなら後期を修めることで、教員養成については特別な教育の科學などあるのは教育上の實驗だとかいうことが、必要でありますので、教員養成のためには何も役に立たないような教員というものを、ごく小さい時から育てるということについての弊害を指摘されたのだと思いまし、教員養成のためには何も役に立たないが、高等學校の中でも、適當なものを将来の轉換し得るような方途を考えております。

それから教師の資格は、まだはつきりきめてありませんけれども、小學校の先生と中學校の先生とを、從來のようにひどい差別扱いをすることは、必ずしもよくならしいといふに考ります。先生の素質や傾向によつては、幼い子供を教育するのに關心をもち、また得意であるというような人があります。先生の生徒は、大體本科の三年・四年ぐらゐになりますから、そういう人には教員を養成する自信があるかと言いま

すと、それは教員養成機關といふもの全部つぶしてしまえば、そういうことは期待できません。いい教員なしに學校の興隆ということは考えませんけれども、そこまで

できませんでしたので、その邊は刷新委員會の答申もしくは建議といふものを、うのみにするわけにはいきませんので、遇も必ずしも中等學校の教師に進まなければなりません。私は高等師範や女子専門學校、それから中學校、師範學校、永年小學校の教員として働くことがで

にはいる。そういうときには、中にはねざと校則に反するような、たとえば酒

を飲んだり、タバコを吸つたりしてしまったときには、さらにお伺いしたいと思います。これは決して全然別ものではないと思うのであります。なるほ

ど音楽とか図書とか、そういう技能

方面につきましては、どうしてもこのものではありますけれども、いわゆる科

も少い數の生徒ではないのであります。彼らはどういうふうなことを言う

かといいますと、尙も知らぬ高等科を出るときに、師範學校に身賣りをして

ものではありませんが、これは少し抽象的

な面はあるのでありますけれども、それはごく一部のことでありまして

も師範學校から抜け出したいといふ

ことを考るようになる。これは必ずしも少い數の生徒ではないのであります。彼らはどういうふうなことを言います。

たとえ算數とか理科とかいうような

ものであつても、これは少し抽象的な面をきいておるのであります。これらがと考へなければならないといふふうに判断

をいたしております。但し、それなら

をいたおります。なるべく待遇は小學校の先生でも、中學校の先生と同じよう

の教師をあまり差別待遇をすることは

できるかどうか、またそういうふうな待遇をしなければならないのでは



遇その他改善とか、あるいは設備の改善ということがむづかしいというのは、確かに一面の事實だと思います。されども、しかしそれは辯解にはならないのであって、相手が多數であれば、それだけ公共的な意味が大きいといふ意味においては、そのくらいなことだけひつこむことはいけないと思つております。できるだけやるつもりであります。但し財政的見地から言いますと、少數のものについては小さい決心でできるけれども、大きいものについては、大きな決心をしなければできないということで、そこに非常な苦心はあると思います。意味の上から言えども、相手が多數あればそれだけ困難は大きくて、やはり意味は大きいのですから、自分としてはひるまずにやらなければならぬと思つております。ただしこれは日本の政治において教育の重みをどういうふうに考えているかによるわけで、現在の政治機構の中では、私どもが思うほど教育が尊重されているとは考えられない。教育を尊重してくれるような空氣をつくるために私どもができるだけ骨を折らなければならぬと思いますが、議員の諸公からもひとつ應援していただいて、同じ目的に向つて鞭撻していただくようにお願いいたしたいと思います。

それから文部省の権限をできるだけ分散させるということについては、大臣も先ほどお話をになりましたように、これは文部省自身もそれが適當であるというふうに考えております。たゞどまでもそれを分散させていいのか、どのくらいの範圍でそれをまとめておいた方がいいかということには、相當意見があると思います。御指摘のように、たとえば中國地方なら中國地方と

か、四國なら四國、九州なら九州地區とかいうふうに大きいまとめて、そこには一つの文化や教育の中心的な役割の個人として願わしいと思うのであります。ただ地方行政との關係があります。だから、これはそろ軽率に結論を出すことができるように施設のできることが、私は本當に教育に対する無理解を是と考へおりませんので、できるだけ努力もむずかしいかと思ひますけれども、私どもとしてはそういうことが少くとも今は適當なのではないかというふうに思つて、調査をしてやろうというような御態度をおとりになつたことは、かえつて正するため、文部省全體がゼネラルスをやつて下さつたら、大變結構であつたと私は思つてゐるのです。それがなべく教員と大藏省や内閣の間に立つたと私は思つてゐるのです。それがなべく教員と大藏省や内閣の間に立つて、午後二時五十七分休憩をやつて午後二時三三分開議を開きます。午後二時五十七分休憩をやつて午後二時三三分開議を開きます。午後二時五十七分休憩をやつて午後二時三三分開議を開きます。

○平川委員 いろ／＼ありがとうございました。質問を終るにあたつて、たゞもよりよき方向に向つて努力したいと思つてお願いいたしたいと思います。日高先生は私の先生ですから、心持はよくわかるのではありません。まさにうまいところまで、覺悟を申し上げておきます。日高先生は私を文部省の獨立會計のようにいたしまして運営するというところまで、覺悟をきめていただきたい。このことについて、それは、それこそどんなふうにしてでも、全國の教員は文部省を支援するに間違ひはないのでありますから、ひとつその點をお願いいたしまして、私の質問を終ります。

○椎熊委員長 ちよとお詫びいたしました。午後二時三三分開議をやつて午後二時五十七分休憩をやつて午後二時三三分開議を開きます。午後二時五十七分休憩をやつて午後二時三三分開議を開きます。

○左藤委員 第十條に「私立學校は、校長を定め、監督廳に届け出なければならぬ」こうございますが、この届出については、單に聞きおく程度かありますから、文部省自體が今、この數の問題に負けないように、どん／＼豫算をとつていただく。それなければ財政を文部省が奪いとつたりで、教育を放棄するなどというような、十分職責を遂行していい。こういうことは基本法の趣旨に反するものではないかと思ふのであります。學校教員法第九條は教員の缺格條件をきめておりますが、右のこととき不都合な者に對して、特に常に官紀が亂れておりまして、教壇を放棄するなどというような、十分職責を遂行していい。こういうことは基本法の趣旨に反するものではないかと思ふのであります。學校教員法第九條は教員の缺格條件をきめておりますが、右のこととき不都合な者に對して、特に常に官紀が亂れておりまして、教壇を放棄するなどといふことには、これは、別に監督權のものとそういう不都合な者に對しては處理をしていくれるのであります。學校教員法第九條は教員の缺格條件をきめておりますが、右のこととき不都合な者に對して、特に常に官紀が亂れておりまして、教壇を放棄するなどといふことには、これは、別に監督權のものとそういう不都合な者に對しては處理をしていくれるのであります。この學校教育法の第九條に教員の缺格條件は規定してございますけれども、これですべてのものを律するわけではありませんかどうか。教員は官吏であるにもかかわらず、最近のゼネラルス等非職務を顧みないと、いつたよな者にはまりませんが、これを一つの基準といたしまして、監督廳の側において

○左藤委員 第十條に「私立學校は、校長を定め、監督廳に届け出なければならぬ」というふうに、その届出については、單に聞きおく程度かあります。しかし、何らか許可とか認可とかの意思表示をなさるつもりであるのか。〔委員長退席、小川原委員長代理著席〕

○日高政府委員 お話をどのように、教員は普通の労働者とは違つて、教員らしい態度を持してもらいたいといふ希望はもつておりますけれども、現在の労働組合等においては、ストライキみたいなことをはつきり禁止しております。したがって不認可になさるのか、その點を伺いたいと思います。

○日高政府委員 第十條ははつきり届出主義で、別に認可とかいうことをきかないような状態になつております。しかし先日の事件以来、相當教員の點ははなだ不本意でありますけれども、それを法規によつて處理することができないような状態になつております。しかし先日の事件以来、相當教員の仲間でも反省しておる者もありますし、また私の信ずるところでは、全體實は司令部との折衝の場合に、私立學校については認可制度をやめた方がよろしい方針で制定いたしましたわけですね。これが、やはり認可の制度にしておきたい意向であります。しかし過去の文部省の行政權の發動が度を過ぎておらずたというような事實もありますけれども、それはその件でございまして、このままこれを續けた方がよいか、御相談申し上げます。いかがでございましようか——ちよと速記を止めて

下さい。

〔速記中止〕

○椎熊委員長 それでは一時間休憩いります。

午後二時三三分開議

午後二時五十七分休憩

午後二時三三分開議



したいと考えております。  
○松原委員 委員長、懇談會に願いたい。

○小川原委員長代理 それでは懇談會に入ります。

「午後四時二十二分懇談會に入る」  
「午後四時五十一分懇談會を終る」

○小川原委員長代理 懇談會を終ります。それでは引續いて左藤君。

○左藤委員 女子教育の問題につきまして、終戦後の婦女子の状況の遺憾なことは、識者のひとしく憂いとすると

ころであります。が、女子教育に対する今後の方針を篤と伺つておきたい。特に基本法第五條にあります男女共學ということは、わが國の現状から見て時期尚早ではないか。何か上滑りの歐米の表面だけを眞似したのではない

か。どうも日本の婦人を育てるということについて、もう少し考えて慎重にすべきことではないか、こう存ずるのあります。が、この問題について當局の御意向を伺つてみたいと思います。

○高橋國務大臣 この點は男女共學を認めるというだけでございまして、決して強制してやらせるといつもりではないでございます。それからくる弊害なども相當免れることができないか。また利益を進めていくことができるではないかと考えるのであります。

○左藤委員 女子教育の方針等について、時間もございませんから、他日の機會に譲りましよう。次に宗教教育は、これにどういうような考慮を拂つておりますか。第十八條の小學校、中

學校の教育において、議會でも決議をいたしました宗教的情操の涵養という點について、これは憲法の委員會でも随分問題になつておりますので、これをどういうように活かしていく御方針をどうですか、具體的に伺いたいと思います。

○高橋國務大臣 宗教の社會的意義といふような點は、十分にこれを教えこんでいかなければならぬと思うのであります。が、しかしながら特殊な宗教を鼓吹するということは避け、いきたく。こんなふうに考えておるのでござります。しかしながらむろん私立學校において特殊な教育を行うということは、認められるのであります。この點は基本法に定めているところの原則に従つて、やつていただきたいと考えております。

○左藤委員 この程度で終ります。

○小川原委員長代理 本日はこの程度に止めまして、残餘の質疑は次回に續ることといたします。次回は明十九日午前十時に開會いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後四時五十七分散會

であります。が、やはり各地方に設けられますが、教育委員會によるといふことが、私の考えておるところです。願わくば關係省間との諒解を得まして、これが成文化せらるることを望んでおる次第であります。